

野村 様

以前から今西さんに相談させていただいておりました、石清水八幡宮駅前地所のことなのですが、石清水八幡宮 駅前地所の所有権のトラブルが、ようやく一審と二審において結審し、当然のことなのですが 真正な名義回復がなされました。

一審二審の判決文を持参し本登記を行うため弁護士が作成いたしました、登記の為の書類を京都宇治法務局へと提出し登記を行いたいともいます。

なにぶん小生他において 東京あずまものにつき、畿内に御頼りご教授いただく縁などがないことから、このたび今西さんに ご相談させていただいたさせていただきます。

別紙で添付してございますが、京都府八幡市八幡西高坊 9 番地他全体で 5000 坪あり、場所は 京阪石清水八幡宮駅前にあり男山ケーブル西側に隣接してございます。

また 京阪の線路が当地石清水八幡山正面をそうようにして 敷かれておりますが、当地 5 千坪は お山正面から中腹にかけての全てを占めていると言えます。

いたらないこともございますがよろしくお願ひ申し上げます。

令和 4 年 7 月 27 日

社団法人 中央政策研究所

清 水 大 策